

## EP 特許情報

### **PCTに基づく国際段階と EP 広域段階とで 優先権回復の判断基準が異なる場合があることに留意すべきことを示す最近の EP 判例**

2018年09月25日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

#### 1. はじめに

PCT Rule 26bis.3 には、優先権の回復に関し、次のように規定されています。

すなわち、PCT に基づく国際出願が、優先権の満了日後であって当該満了日から2ヶ月の期間内の国際出願日を有する場合、受理官庁は、出願人の請求があれば、Rule 26(b)~(g)の規定を充足することを条件に、優先権を回復しなければならない。

ここで留意すべきは、上記の PCT 規則によれば、優先権の回復が認められるか否かの判断基準が、二種類存在し、いずれの判断基準に基づくかは、受理官庁に委ねられているということにあります。

優先権の回復に関し、最近、興味深い審決が EPO の審判部によって下されました。これによれば、PCT に基づく国際出願が USPTO を受理官庁としてファイルされました。しかし、この国際出願は、基礎出願日から1年以内にファイルされませんでした。そこで、出願人は、優先権の回復請求を USPTO にファイルし、これを USPTO は認め、優先権が回復されました。その後、上記国際出願の EP 広域段階移行手続後に、優先権の回復に関する問題が生じました。

本件の出願人は、上記の国際出願の EP 広域段階移行手続をしましたが、その後、EPO は、優先権の回復を認めない旨の通知を出願人に送付しました。この通知に対し、出願人は応答しましたが、認められませんでした。これを不服とし、出願人は、EPO の審判部に審判請求をファイルしました。本件に係る審決例について、以下に詳細に説明します。

**【全 5 頁】**

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。  
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>  
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>  
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>  
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>  
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>  
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。